

## 三木市手話施策推進方針（案）

平成 27 年 9 月 1 日制定

三木市共に生きる手話言語条例（平成 27 年三木市条例第 9 号。以下「手話条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により、三木市における手話施策を推進するための方針を次のように定める。

## 1 施策の推進方針の目的

地域に手話を普及し、聴覚障害に対する理解を広げることで、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことのできるまちを実現するため、具体的な方策を講じることを目的とする。

## 2 具体的な推進方策

## (1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策（手話条例第 3 条第 1 項第 1 号）

ア 手話が言語として認知され、聴覚障害についての市民の理解が深まるよう、市の広報紙やパンフレット等により啓発を行う。

イ 市民が手話に親しむことができるよう、手話に関する講座や講習会等を開催し、手話に対する認知度を高める。

## (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策（手話条例第 3 条第 1 項第 2 号）

ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。

イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。

ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。

エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。

オ 聴覚障がい者が社会参加をするうえで、必要な情報を提供する。

## (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎

通支援者のための施策（手話条例第3条第1項第3号）

ア 手話通訳者及び要約筆記者等を育成する。

イ 手話の技術並びに聴覚障害に対する理解を広げるための指導者を育成する。

(4) 市長が必要と認める施策（手話条例第3条第1項第4号）

前各号に定める施策以外に、手話を普及するため市長は必要な施策を講じるものとする。

3 各施策の検証について

三木市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、平成27年9月1日から施行する。

この方針は、令和3年11月1日から施行する。

三木市手話施策推進方針（平成27年9月1日制定）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2 (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策（手話条例第3条第1項第2号） ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。 イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。 ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。 エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。</p>	<p>2 (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策（手話条例第3条第1項第2号） ア 市の行事等に積極的に手話通訳者等を派遣する。 イ 市役所等で、手話が使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する講習会を実施する。 ウ 小学校、中学校、特別支援学校において、子どもたちが手話と親しみ、学ぶ活動の実施及び教職員に対する手話に関する研修の機会を提供する。 エ 市内の事業所等において、手話に関する理解が深まるよう、チラシの配布や事業所等が行う手話講習会等の開催を推進し、支援する。 オ <u>聴覚障害者が社会参加をすすめるうえで、必要な情報を提供する。</u></p>

(下線の部分は改正部分)